

議案第30号 三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例の制定について

【趣 旨】

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第73号)により、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第4イ公安職俸給表(一)が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うもの。

【関係法令】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令

【制定内容】

① 別表(第5条関係)

《現行》

階級	報酬額		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

《改正後》

階級	報酬額		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

② 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 8,900 円から 9,100 円に引き上げる。

【施行期日】

令和6年4月1日

【予算措置】

なし

【その他】

なし